第二十八条中「、上場会社等の役員」の下に「（投資法人である上場会社等の資産運用会社（投資信託及び投資法人に関する法律第二条第十九項に規定する資産運用会社をいう。以下同じ。）の役員を含む。第三十条第一項第二号及び第三号並びに第四十条第四項第二号を除き、以下この章において同じ。）」を加え、「（同項に規定する主要株主をいう。以下この章及び次章」を「（法第百六十三条第一項に規定する主要株主をいう。以下この章及び次章」に改める。

第三十条第一項第二号及び第三号中「の株券」の下に「又は投資証券」を加え、同項第四号中「上場会社等の関係会社」を「上場会社等（上場投資法人等を除く。以下この号から第六号までにおいて同じ。）の関係会社」に改め、同項第六号の次に次の一号を加える。

六の二　上場会社等（上場投資法人等に限る。以下この号において同じ。）の資産運用会社又はその特定関係法人（法第百六十六条第五項に規定する特定関係法人をいう。以下同じ。）の役員又は従業員が当該資産運用会社又は当該特定関係法人の他の役員又は従業員と共同して当該上場会社等の投資証券の買付けを金融商品取引業者に委託等をして行った場合であって、当該買付けが一定の計画に従い、個別の投資判断に基づかず、継続的に行われたものと認められる場合（各役員又は従業員の一回当たりの拠出金額が百万円に満たない場合に限る。）

第三十条第一項第七号中「同じ。）」の下に「又は投資証券」を加え、同項第八号中「株券」の下に「又は投資証券」を加え、同項第十号ロ中「有するもの」の下に「又は外国投資証券で投資法人債券に類する証券」を加え、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ　法第二条第一項第十一号に掲げる投資法人債券

第三十条第一項第十四号中「株券」の下に「若しくは投資証券」を、「する場合」の下に「及び同法第三十八条の六第一項の規定による投資口の買取りに該当する場合」を加える。

第四十九条第一項第五号中「株式交換完全親会社をいう。」の下に「第五十五条の五第一項第二号において同じ。」を、同項第十号イ(1)及びロ(1)中「優先出資を含む。」の下に「以下」を加える。

第五十条第三号ロ及び第四号ロ中「完結したこと（」の下に「以下」を加える。

第五十二条第一項第七号イ(1)及びロ(1)並びに同条第二項第七号イ(1)及びロ(1)中「優先出資を含む。」の下に「以下」を加える。

第五十三条第一項第二号ロ及び第三号ロ並びに同条第二項第二号ロ及び第三号ロ中「完結したこと（」の下に「以下」を加える。

第五十五条第一項中「第二十七条の二各号に掲げる有価証券」の下に「（法第二条第一項第十一号に掲げる有価証券及び当該有価証券に係るものを除く。）」を加え、同条の次に次の七条を加える。

（上場投資法人等の機関決定に係る重要事実の軽微基準）

第五十五条の二　法第百六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第九号に掲げる事項に係るものは、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一　法第百六十六条第二項第九号ロに掲げる事項　投資信託及び投資法人に関する法律第八十二条第一項に規定する投資法人の発行する投資口を引き受ける者の募集の払込金額の総額が一億円（外国通貨をもって表示される投資証券の募集の場合にあっては、一億円に相当する額）未満であると見込まれること。

二　法第百六十六条第二項第九号ハに掲げる事項　投資口の分割により一口に対し増加する投資口の数の割合が〇・一未満であること。

三　法第百六十六条第二項第九号ニに掲げる事項　一口当たりの金銭の分配の額を前営業期間に係る一口当たりの金銭の分配の額で除して得た数値が〇・八を超え、かつ、一・二未満であること。

四　法第百六十六条第二項第九号ホに掲げる事項　合併による投資法人の資産の増加額が当該投資法人の最近営業期間の末日における純資産額の百分の三十に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該合併の予定日の属する営業期間及び翌営業期間の各営業期間（当該投資法人の営業期間が六月である場合にあっては、当該合併の予定日の属する営業期間開始の日から開始する特定営業期間（連続する二営業期間をいう。以下同じ。）及び翌特定営業期間の各特定営業期間）においていずれも当該合併による当該投資法人の営業収益の増加額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益（当該投資法人の営業期間が六月である場合にあっては、最近二営業期間の営業収益の合計額）の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

（上場投資法人等に発生した事実に係る重要事実の軽微基準等）

第五十五条の三　法第百六十六条第二項に規定する投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして内閣府令で定める基準のうち同項第十号に掲げる事実に係るものは、次の各号に掲げる事実の区分に応じ、当該各号に定めることとする。

一　法第百六十六条第二項第十号イに掲げる事実　災害若しくは業務に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害の額が投資法人の最近営業期間の末日における純資産額の百分の三に相当する額未満であると見込まれること。

二　法第百六十六条第二項第十号ロに掲げる事実　法第二条第一項第十一号に掲げる投資法人債券に係る上場の廃止又は登録の取消しの原因となる事実（投資口の上場廃止の原因となる事実を除く。）が生じたこと。

三　令第二十九条の二の三第一号に掲げる事実　次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ　訴えが提起されたことにあっては、訴訟の目的の価額が投資法人の最近営業期間の末日における純資産額の百分の十五に相当する額未満であり、かつ、当該請求が当該訴えの提起後直ちに訴えのとおり認められて敗訴したとした場合、当該訴えの提起された日の属する営業期間開始の日から三年以内に開始する各営業期間においていずれも当該敗訴による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ　訴えについて判決があったこと又は訴えに係る訴訟の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（以下ロにおいて「判決等」という。）にあっては、イに掲げる基準に該当する訴えの提起に係る判決等の場合又はイに掲げる基準に該当しない訴えの提起に係る訴訟の一部が裁判によらずに完結した場合であって、当該判決等により投資法人の給付する財産の額が当該投資法人の最近営業期間の末日における純資産額の百分の三に相当する額未満であると見込まれ、かつ、当該判決等の日の属する営業期間開始の日から三年以内に開始する各営業期間においていずれも当該判決等による当該投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

四　令第二十九条の二の三第二号に掲げる事実　次に掲げるもののいずれかに該当すること。

イ　仮処分命令の申立てがなされたことにあっては、当該仮処分命令が当該申立て後直ちに申立てのとおり発せられたとした場合、当該申立ての日の属する営業期間開始の日から三年以内に開始する各営業期間においていずれも当該仮処分命令による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

ロ　仮処分命令の申立てについての裁判があったこと又は当該申立てに係る手続の全部若しくは一部が裁判によらずに完結したこと（以下ロにおいて「裁判等」という。）にあっては、当該裁判等の日の属する営業期間開始の日から三年以内に開始する各営業期間においていずれも当該裁判等による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。

五　令第二十九条の二の三第三号に掲げる事実　法令に基づく処分を受けた日の属する営業期間開始の日から三年以内に開始する各営業期間においていずれも当該処分による投資法人の営業収益の減少額が当該投資法人の最近営業期間の営業収益の百分の十に相当する額未満であると見込まれること。